

07.14

出願審査の請求及び審判の請求の手数料  
について（特）

1. 出願審査の請求及び審判（拒絶査定不服審判（特許権の存続期間の延長登録出願についての拒絶査定不服審判を除く）に限る。以下同じ。）の請求の手数料は、出願審査の請求時及び審判の請求時においては、以下に示す請求項の数に応じて納付しなければならない。
  - （1）出願審査の請求の手数料は、出願審査の請求の時点における特許請求の範囲（出願審査の請求と同時に補正をした場合にあつては、補正後の特許請求の範囲）に記載された請求項の数
  - （2）審判の請求の手数料は、審判請求の時点における特許請求の範囲（審判の請求と同時に補正をした場合にあつては、補正後の特許請求の範囲）に記載された請求項の数
2. 出願審査の請求後に特許請求の範囲の請求項の数が増加する補正をする場合には、増加した請求項の数に応じて、不足の出願審査の請求の手数料（審判の請求後においては、出願審査の請求及び審判の請求の手数料）を納付しなければならない（特施規11条4項、手数料令1条2項）。ただし、数回にわたり請求項の数が増減する補正をする場合であつて、補正後の請求項の数が既納の手数料分の請求項の数を超えないときには手数料の納付を要しない。

（新規平成25・6）